沖縄都市モノレール利用推進委託業務応募要領

1．沖縄県では、沖縄都市モノレール(株)、那覇市とともに平成 17 年度に策定されたモノレール需要喚起アクションプログラムに沿って、様々な利用促進策を実施してきており、平成 23 年度で概ね計画期間が終了した。そのため、新たなアクションプログラムを策定し、利用促進策を実施していくことで、モノレール乗客数を増加させていきたい。

2．主な業務内容：

（1）現アクションプログラムの実績整理、検証
- ・現アクションプログラムで挙げられた乗客目標、各個別策の検証
- ・実施した個別策、未実施の個別策とその理由の分析
- ・定量的評価、個別実施策ごとの乗客数増加効果を試みる

（2）新アクションプログラムの作成(現アクションプログラムの改訂をイメージとする)
- ・県外の需要喚起策(個別策)を収集、また、関係団体(沖縄都市モノレール(株)、沖縄県、那覇市、浦添市。以下「関係団体」と表記。)が検討したい個別策(アイデア)について検討する。関係者と受託事業者との間で検討会議を実施。
  なお、需要喚起策は、一般的な個別策の他に駅構内、車内、ラッピング、テナント等の収入増加策も含む。
- ・その上で沖縄県でも実施余地があるか分析し、利用促進アクションプログラムを策定
- ・乗客数増加目標の設定

（3）その他
- ・延長区間の開業前に実施すべき延長駅沿線への需要喚起策(MM等)
- ・駅交通広場等の駐輪場の整備状況及び管理形態における本土事例の収集
  沖縄の自転車保有状況をふまえて、可能な整備、管理策の検討・提案

3．応募資格

(1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定に該当していないこと。

(2)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(3)応募申請書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

(4)警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(5)過去5年間に同種業務または類似業務の受託実施した実績・経験があること。

(同種業務、類似業務については様式3を参照)。

(6)応募は共同事業体でも可とする。共同事業体の場合の要件は以下のとおり。

①共同事業体を代表する事業者が応募申請を行う。

②共同事業体を構成する全ての構成員が(1)～(4)の要件を満たす者であること。

③共同事業体を構成するどちらかの事業者が(5)の要件を満たす者であること。

(7)業務に関する幅広い知見を有し、関係者の意見、要望に適切に対応し、県と密接に連携できること。

4. 経費

提案総額は 6,000,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)で見積もること(実際の契約金額は変わる可能性がある)。

5. 応募の方法

応募にあたっては、「企画提案仕様書」及び「応募申請書類等様式一覧」を参照の上、申請書類を作成し、次により持参、郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限内に到達すること。

(1)提出期限:平成24年9月5日(水)

(2)提出先:

〒900－8570　那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁11階)

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課都市モノレール事業班(担当＝行松)

電話番号　098－866－2408

ＦＡＸ　098－866－5938

E-Mail:　yukmtsur@pref.okinawa.lg.jp

(3)提出部数:8部

(4)質問受付:質問がある場合には、様式9により8月22日までに持参、郵送、電子メールで提出すること(郵送、電子メールの場合は到着確認が必要)。

6. 提出物

応募申請書(様式1)、会社概要表(様式2)、実績書(様式3)、企画提案書(様式4)、委託業務の執行体制(様式5)、スケジュール表(様式6)、積算書(様式7)、誓約書(様式8)、質問表(様式9)

(※)共同事業体の場合は、構成員ごとに様式2を提出すること。また、協定書を提出すること(1部で可)。

7. 審査の方法

(1)審査の方法

応募数が4者以上の場合は、土木建築部内において1次評価(書類評価)を行い、上位3者を選定した後、2次評価(プレゼンテーション審査)を行う。

また、応募状況及び1次評価の結果から2次評価対象者数を増減することもある。
応募者全員に対しては、電子メールで1次評価の結果を通知する。

(2)2次評価(プレゼンテーション審査)
・提出された書類に基づき説明し、追加資料は認めない。
・説明は2名以内とし、20分(説明15分、質疑5分)とする。
・プレゼンテーションの日時、場所はおって通知する(9月中旬を予定)。

8. 契約について

委託契約については、原則として第一位の者と契約するが、その後、諸事情により第一順位の者が契約候補から外れた場合は、次順位の者と協議が成立すれば契約を行うこととする。

9. 契約保証金

沖縄県財務規則第101条に定めるとおりとする。

10. その他

(1)書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2)提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
(3)提出された提案書、評価内容、評価経過については公表しない。
(4)委託業務の実施にあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
(5)1事業者(共同事業体)あたり、提案書は1件とする。
(6)応募申請者が極めて少なく、かつその評価結果が極めて低い場合に限っては契約を行わないことがある。
(7)その他、問い合わせは、県都市計画・モノレール課都市モノレール事業班　行松まで。

企画提案仕様書

1．業務名
沖縄都市モノレール利用推進委託業務

2．委託期間
契約締結の翌日から平成25年3月20日まで

3．委託上限額
6,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)。
この金額は、企画提案用に設定したものであり、実際の契約金額は変わる可能性がある。

4．事業目的(乗客数の増加、ひいては運輸収入、運輸外収入の増収を図る)

沖縄県では、沖縄都市モノレール(株)、那覇市とともに平成 17 年度に策定されたモノレール需要喚起アクションプロ　グラムに沿って、様々な利用促進策を実施してきており、平成 23 年度で概ね計画期間が終了した。そのため、新たなアクションプログラムを策定し、利用促進策を実施していくことで、乗客数の増加、ひいては運輸収入や運輸外収入(広告収入等)を増加させていくことを目的とする。

新アクションプログラム計画期間は、概ね延長開通1年後(H32)までを想定する。

5．委託する業務内容:

(1)現アクションプログラムの検証

・現アクションプログラムの需要喚起策に基づき実施してきた項目の実績整理。
・実施済みの項目、未実施の項目ごとの検証。
継続実施が妥当な項目または新アクションプログラムから外すべき項目の選択・検討。
・定量的評価、個別実施策ごとの乗客数増加効果を試みる。

(※)現アクションプログラムの個別策の実績表は、契約後に県から提供。

(2)新利用促進アクションプログラムの作成(現時点では現アクションプログラムの改訂をイメージとする)

・既存項目に加えて、県外・国外の需要喚起策を収集、提示し、沖縄県でも実施余地があるか分析(需要喚起策は、一般的な個別策の他に駅構内、車内、ラッピング、テナント等の収入増加策も含む)。
・受託事業者、関係者間の検討会を4回程度を想定。
一回目は、検討に当たっての考え方、方向性の決定、スケジュール、関係者間での利用促進策(アイデア)の意見交換、検討したい個別策の提案、取りまとめ等。
二～三回目は、受託事業者からの進捗状況の説明、今後の方針、関係者からの検討

したい個別策の要望のとりまとめ等。
受託事業者において、検討会に関わる事務の一切(司会、資料作成、意見、要望の取りまとめ、議事録等)を行う。日程調整は受託者及び県で行う。なお、検討会は県庁舎内で県が手配する(経費不要)。
なお、外部有識者等の第三者的な組織の立ち上げは想定していない。
・上記を経た後、沖縄都市モノレールに適した新アクションプログラムを策定
新アクションプログラムの表記形式は現アクションプログラムの更新を想定するが、関係者の意見をふまえて決定する。
・乗客数増加目標の設定を試みる
・延長区間の開業前に実施すべき延長駅沿線への需要喚起策(MM等)の検討
・沖縄の自転車等増加状況をふまえて、駅周辺における駐輪場(オートバイ駐車場を含む)の整備及び管理法における本土事例の収集(特に立体駐車場等の検討)

(※)関係者:県、沖縄都市モノレール(株)、那覇市、浦添市
(※)新アクションプログラムは、駅周辺再開発に関する利用促進策は深くふみこまない。

(3) (1)~(2)を行った上、報告書の作成・提出
・調査結果報告書　15部
報告書を記録した電子記録媒体　3部

6. その他
(1)受託事業者は、業務遂行に当たって、県と緊密に連携をとって進めること。
(2)本仕様書に記載の内容は、企画提案のために実施したものであり、実際の委託業務は県との協議の上、変更する可能性がある。
(3)成果品等に関する著作権は、すべて県に帰属する。
(4)業務着手に先立ち、実施計画書、専任業務従事者と連絡担当者の氏名(氏名、役職、連絡先等)を県に提出すること。
(5)この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議した後、県の指示に従うこと。

沖縄都市モノレール利用推進委託業務
委託事業者選定要領

（目的）
第1条　この要領は、沖縄都市モノレール利用推進委託業務を委託するにあたり、企画提案公募により最も優れた企画提案をした業者を選定するために必要な事項を定める。

（選定業務）
第2条　選定に係る業務は、「沖縄都市モノレール利用推進委託業務」委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

（委員会の組織運営）
第3条　委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。
(1)委員長は、都市計画・モノレール課都市モノレール事業監とする。
(2)委員長は、委員会を総括する。
(3)委員の定数は、6人とする。
(4)委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とするが、代理出席も可とする。
2　委員の構成は別表のとおりとする。

（選定方法）
第4条　提出された企画提案書等については、別紙「評価基準」に基づき採点し、委員会による審査により第1位及び次順位の委託候補事業者を選定するものとする。

（事務局）
第5条　選定業務の実施に係る庶務は、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課都市モノレール事業班が行う。

（その他）
第6条　この要領に定めるもののほか必要な事項については、委員長が定めるものとする。

別表（第３条関係）

委員長	沖縄県土木建築部	都市計画・モノレール課都市モノレール事業監
委　員	〃	都市計画･モノレール課　主幹
委　員	那覇市都市計画部	都市計画課主査
委　員	浦添市都市建設部	都市計画課技査
委　員	沖縄都市モノレール（株）	総務部長
委　員	沖縄都市モノレール（株）	営業企画課長